

『社会福祉士』第 26 号（2019 年 3 月）抜刷
公益社団法人 日本社会福祉士会

社会福祉士であることを 基盤とした「自己覚知」の 捉え方に関する一考察

山梨県立大学

おお つ まさ ゆき
大 津 雅 之

社会福祉士であることを基盤とした「自己覚知」の捉え方に関する一考察

山梨県立大学 おおつ まさゆき
大津 雅之 (山梨)

はじめに

近年、「自己覚知」には様々な定義付けがされてきている。大津によれば、それらを概観したうえで、今日、「自己覚知に関しては、様々な考察の余地を与えられるが、安易に処理しきれようなものではない」¹⁾と言及している。さらに、大津は、それら様々な定義付けをされた「自己覚知」の背景について、北本による先行研究²⁾を元に歴史的側面から整理している。その上で、各時代で求められてきた社会福祉分野の理論や技術をはじめ、関連する法制度の整備や社会福祉士等の国家資格化をはじめとする福祉専門職の位置付けといった側面から「自己覚知」の定義が拡大してきた経緯を示している³⁾。

様々な定義付けをされた「自己覚知」の中で、たとえば空閑は、「自己覚知」について「援助者が自己の価値観や感情などについて理解しておくこと、援助職に共通して求められる、人は誰かに関わる際に、自己の価値観などを基準にして、その人を見ることが多い。しかし、援助者がクライアントに関わる際に、自らの価値観や偏見、先入観を基準にしたままでは、クライアントを正しく理解できないばかりか、信頼関係の構築の妨げにもなりかねない。自己覚知は、援助者としての自らの専門性の維持、向上のために、またクライアントとの援助関係構築のためにも必要不可欠である。スーパービジョンや研修などの機会を利用するなどして、自己覚知に務めることが求められる」⁴⁾としている。そこで、本稿では、空閑の示した「自己覚知」がなぜ「援助者としての自らの専門性の維持、向上のために」必要であるのかといった観点から「自己覚知」の概念的成立条件を整理し、社会福祉士であることを基盤とした「自己覚知」の捉え方について一つの考察を試みたい。

なお、本研究の研究方法は、理論研究とし、理論的整理を文献調査により実施した。また、本研究の倫理的配慮として、引用した文献の明記等、文献の取り扱いに関しては、公益社団法人日本社会福祉士会による『社会福祉士』編集規程・審査規程・執筆要領を参考にしながら、厳密な倫理的配慮を心がけた上で取り扱うこととした。

Ⅰ. 社会福祉分野における「自己覚知」という言葉の誕生とその定着課程

1. “self-awareness”の翻訳から誕生した「自己覚知」という言葉

日本における社会福祉分野で「自己覚知」という言葉が用いられるようになった契機について、さまざまな文献を概観してみると、アメリカにおいて用いられてきた“self-awareness”を「自己覚知」と翻訳したことに端を発していると思受けられる。社会福祉に関する膨大な文献に埋め尽くされた今日において、最初に“self-awareness”を「自己覚知」と翻訳した者を特定することは難しい。ただし、たとえば1955（昭和30）年に竹内が発行した『科学的社会事業入門—若き社会事業者のために—』の中では、すでに「自己覚知」という言葉が明記されている。具体的には、当時、G. ハミルトン（G. Hamilton）による「専門教育における自己覚知 Self-Awareness in Professional Education」やH. グロスバード（H. Grossbard）による「自己覚知発達の方法 Methodology for Developing Self-Awareness」といった論文が発表されたこと。また、その社説で、「自己覚知と指導監督 Self-Awareness and Supervision」という題目を以て、養成課程にある学生の「自己覚知」の発達をなさしめることの重要性を論じていたことなどを掲げている。このように竹内は、文中で「自己覚知」と“self-awareness”

双方を表記させながら、「自己覚知」という言葉が“self-awareness”の翻訳であることを読み手にも示していた⁵⁾。

そして、4年後の1959（昭和34）年に竹内が発行した『専門社会事業研究』の中では、「自己覚知」が索引中にも明記されるようになる。その該当箇所には、「自己覚知」の他にも、S. パワーズ（S. Bowers）による研究の引用を交えながら「特に社会事業者の『覚知された自己 an aware self』に関する知識と、かかる自己の使用ということが、近來非常にやかましくいわれている」といったことを掲げている。つまり、ここでも竹内は、先の「自己覚知」に同じく、「覚知された自己」と“an aware self”双方を表記させながら、「覚知された自己」が“an aware self”の翻訳であることを読み手にも示していた⁶⁾。

大津によれば、1960（昭和35）年に四宮・三浦がG. ハミルトンによる *Theory and Practice of Social Case Work*⁷⁾ を『ケースワークの理論と実際 上巻』⁸⁾ として日本国内に紹介した際には、原著の“self-awareness”を「自己意識性」と翻訳していたこと。これに対し、1965（昭和40）年に田代・村越がF. P. バイステック（Felix P. Biestek, S. J.）の *The Casework Relationship*⁹⁾ を『ケースワークの原則—よりよき援助を与えるために—』¹⁰⁾ として日本国内に紹介した際には、原著の“self-awareness”を「自己覚知」と翻訳していたことを示している¹¹⁾。竹内と四宮・三浦を比較してみても、G. ハミルトンの“self-awareness”を翻訳した場合、「自己覚知」と「自己意識性」といった相違が見られる以上、当時は、“self-awareness”の翻訳も一本化されていなかった状況が読み取れる。

ただし、そもそも“self-awareness”とは、たとえば『ジーニアス英和辞典』といった一般的な英和辞典において「自己認識」¹²⁾ とされている。このように、“self-awareness”は、必ずしもケースワーク分野に特化した概念としてあるわけではない。そして、とりわけ専門職としての姿勢のうちのひとつとして“self-awareness”や「自己認識」が重視されていると考えられる心理学分野や精神医学分野に目を向けてみると興味深い点も伺える。たとえば安藤は、精神科医の立場から『「自己覚知」とは、わが国では主に社会福祉活動に携わる対人援助職の人々によって積極的に導入されてきた言葉であり、現在の心理学や精神医学においては耳慣れないものかもしれない。しかしなが

ら、社会福祉や精神保健福祉関係の活動や論述のなかでは、現在、日常的にも比較的よく使われる用語になっているものである」¹³⁾ としている。さらに、西原も、『カウンセリング辞典』の中で、「自己覚知」をあえて「ソーシャルワークの分野で用いられることが多いことば」¹⁴⁾ としている。たしかに「自己覚知」という言葉を数冊の辞典で確認してみても、『広辞苑 第五版』¹⁵⁾ や『新明解国語辞典 第四版』¹⁶⁾ といった一般的な辞典には記載されていない。よって、日本国内における「自己覚知」という言葉自体は、アメリカで用いられていた様々なケースワーク理論を輸入してくる際、その中で扱われていた“self-awareness”という概念をケースワーク分野の特徴的な側面に絡ませながら翻訳した結果、ケースワークをはじめとする社会福祉分野に特化させた専門用語的な位置付けとして使用されるようになってきた経緯があると考えられる。そこで、次節では、日本国内における「自己覚知」という言葉の定着課程について歴史的側面から何が大きく影響してきたのかといった点を簡単に考察しておくこととしよう。

2. 日本国内における「自己覚知」という言葉の定着課程

アメリカのケースワーク理論の中で用いられていた“self-awareness”という概念の翻訳として、当初は、竹内による「自己覚知」の他にも、四宮・三浦による「自己意識性」といった言葉が存在していた。そのような中で、なぜ「自己覚知」といった言葉が顕著なまでに定着していったのかについて、大津は、今日に至るまで多くの社会福祉関係者に読み継がれているF. P. バイステックの『ケースワークの原則—よりよき援助を与えるために—』が日本国内に与えた影響や、社会福祉士や介護福祉士といった福祉系国家資格の誕生およびその教育・養成面での影響も大きかったのではないかと考察している¹⁷⁾。たとえば中央法規から1988年の出版以降、今日まで継続した改版が加えられている社会福祉士養成講座のシリーズ¹⁸⁾ や介護福祉士養成講座のシリーズ¹⁹⁾ は、両福祉士の標準養成テキストとして位置付けられている。そして、その初版から“self-awareness”の概念は、「自己覚知」と表記されている。両福祉士誕生から一定の年月を経て、有資格者の数も養成機関の数も大幅に増加したことを考えるならば、“self-awareness”を「自己覚知」とする翻訳も、それと平行しながら定着してきたと言えるであろう。

ただし、そもそも、日本国内においては、なぜ“self-awareness”という概念をケースワーク分野の特徴的な側面に絡ませながら「自己覚知」をはじめとする様々な言葉で翻訳しなければならなかったのかといった背景にも注目する必要があるのではないだろうか。そこで、次章では、「自己覚知」の概念的成立条件といった視点からケースワーク分野の特徴的な側面についてもう少し詳しく考察することとしてみたい。

Ⅱ. 「自己覚知」という言葉の概念的成立条件

1. 大塚達雄の示した「自己確知」に見る「自己覚知」の概念的成立条件

大塚によれば、「自己覚知」を「ケースワークの基本原理の一つ。自己確知ともいう」²⁰⁾としている。これは、1988(昭和63)年に示されたものであり、1980年代後期に至ってもなお、「覚知」を「確知」と表記する場合があることを想定し、示されていたことが理解できる。たとえば1960(昭和35)年に大塚が出版した『ソーシャルケースワーク—その原理と技術—』の中でも、大塚は、「自己確知」という表記を用いながらその概念を次のように記していた。

人間の行動やパーソナリティの理解についていわれるあらゆることは、ケースワーカーにもやはりあてはまる。何故なら、ワーカーもまた人間であり、意識的、無意識的動機をもち、アンビバレンスがあり、偏見があり、行動についての客観的、主観的理由があるからである。もし、ワーカーが、クライアントとの対人関係に自分自身の先入的態度を持込むなら、その関係は大いに歪められるだろうし、またもし、自然のままに、自分の感情で人を律するなら、クライアントの事態や問題の理解に重大な誤をまねくかもしれない。また、ワーカーが内在的葛藤に苦しみ、それが解決していない場合は、クライアントの問題解決を援助する能力を妨げられる。これらのことは、自分自身を知ることによって防ぐことができる。自己確知は最も重要でありながら、最も困難なことである。それだけにワーカーは意識して自己確知に努めなければならない。・・・(中略)・・・人間として偏見というような感情や意見をもつのは不自然ではない。ただ専門職業的立場では、偏見が介入

するのは、仕事を進めるのに不適当なのである。・・・(中略)・・・人を援助する専門的職業においては、ワーカーの自己確知が基本的条件であるといってもいいすぎではないだろう²¹⁾。

先述の“self-awareness”を「自己認識」としていた『ジーニアス英和辞典』では、“self”を「自己、自分自身」²²⁾、また、“awareness”を「知ること、自覚する[認識する]こと」²³⁾とされている。この「自覚」という概念についてももう少し詳しく確認してみると、『広辞苑 第五版』では、「自覚」を「自分のあり方をわきまえること。自己自身の置かれている一定の状況を媒介として、そこにおける自己の位置・能力・価値・義務・使命などを知ること。自分で感じとること。自ら悟りを開くこと。自己意識に同じ」²⁴⁾とされている。そして、「自覚」に同じとされている「自己意識」は、「自己自身に関する意識。諸体験の統一的・恒常的・自同的主体としての自我の意識。自意識。自覚」²⁵⁾とされている。よって、「自己意識」自体、「自覚」をも含めた上で扱われていることから、少なくともこの2つの言葉の関係性においては、「自覚」より「自己意識」の方が上位の概念であると言えるであろう。

それでは、「自己意識」と「自己確知」の違いはどこにあるのだろうか。通常、単に「自己意識」という概念だけで捉えるのであれば、たとえば対人関係においては、家族や友人といった日常一般における対人関係を通して「自己意識」につながることも多い。他人の言動を受けて自身の言動をあらためるといったような経験は、たとえば「人の振り見て我が振り直せ」といったことわざなどにも示されている。しかし、これに対し「自己確知」とは、大塚によれば、日常一般における対人関係とあえて差別化させたワーカーとクライアントといった専門職業的な対人関係における専門職業的立場の側に立つワーカーとしての「自己意識」を指している。そして、この点に、単なる「自己意識」との違いを見出していることが読み取れる。さらに、大塚は、同書の中で「自己確知」について次のようにも言及している。

社会事業専門家としての自己の成長は、知識と技術を獲得し、それらを専門職業的倫理、態度、価値の枠組の中に、混然と包含することを意味する。自己確知に最も重要なのは、パーソナリティと行動についての知識で

ある。しかし知ることだけでは十分でない。人は変化しなければならない。しかも、知識、技能、そして洞察力なしには変化できないのである。このように、ワーカーは自身をふりかえって、自己分析を行い、洞察し、科学的知識を動員して、自分の心理や行動を理解するよう努め、専門職業的態度への変化に努力してこそ、クライアントの適切な援助をなしうるのである。また逆に、意識して、効果ある援助過程を歩む努力が、自己確知を培うことにもなるのである。そして、より優れた知識、技能および経験をもつ指導監督者^{スーパーバイザー} supervisor による指導監督^{スーパービジョン}が、ワーカーの自己確知に重要な役割をはたすことはいうまでもない²⁶⁾。

少なくとも大塚は、「ワーカーは自身をふりかえって、自己分析を行い、洞察し、科学的知識を動員して、自分の心理や行動を理解するよう努め、専門職業的態度への変化に努力してこそ、クライアントの適切な援助をなしうるのである」(傍点筆者)と述べている。この点からも、「自己確知」が、日常一般で扱われる「自分探し」のような漠然としたものではないことが理解できる。つまり、「自己確知」とは、ワーカーが、やみくもに自分自身に気づき、やみくもに自分自身を知るといった自己完結に終わるのではない。「自己確知」とは、あくまでも、ワーカーがクライアントとの専門職業的な対人関係において、適切な援助を遂行するため、クライアントに向けた適切な「専門職業的態度」を反映させようといった、クライアントに還元的な目的のもとでなすべきワーカーとしての「自己意識」を指していたことが読み取れる。

また、大塚が、「社会事業専門家としての自己の成長は、知識と技術を獲得し、それらを専門職業的倫理、態度、価値の枠組の中に、混然と包含することを意味する」と述べている点にも注目しておきたい。実際、ワーカーの「専門職業的態度」も、日常一般における対人関係の中でも培われていく部分が大きいと考えられる。しかし、ワーカーは、クライアントに対し、専門職者としての専門的な援助を提供しなければならない。また、その専門的な援助こそ、大塚が示した「枠組み」の中で培われなければならない。ゆえに、ワーカーの所属する組織のスーパーバイザーにあたる指導監督者による指導監督つまりスーパービジョンが求められ、それを経ることにより大塚の言う「社会

事業専門家としての自己の成長」につながるのであろう。つまり、この点からも「自己確知」が、単なる「自己意識」とは異なり「自己確知」ということばそれ自体に、ケースワーク分野という一専門職業分野の専門性を高める目的でなされる特殊な技法として捉えさせようとしている側面があったことを見出せるのである。そして、この点にこそ「自己覚知」の必要性とともにその概念的成立条件が最も強く示されていると考えられる。そこで、次節では、ワーカーとして「自己覚知」するということとは、いかにして成立するものなのかといった点について、事例的な体験談を交えながら考察することとしよう。

2. ワーカーとして「自己覚知」するということ

本節では、具体的なワーカーとして社会福祉士を取り上げ、社会福祉士としての「自己覚知」について、事例的な体験談を通して確認してみたい。土屋は、社会福祉士を取得し、社会福祉士の倫理綱領と出会って以降、自身が変わっていくプロセスを次のように記している。

大学卒業後 20 年ほど障害者や高齢者の入所施設で働いていました。入所施設ということもあり集団生活が基本で、利用者個々の権利が十分に守られていたとは言いがたい状況でした。20 代の頃は、「利用者の自己決定と自己実現を！」という闇雲な正義感から組織とぶつかり、その結果いくつかの施設を転々とする日々を過ごしていました。

この状態に終止符を打つきっかけとなったのが、平成 9 年、社会福祉士の資格を取得し日本社会福祉士会に入会したことでした。入会のしおりに添えられた倫理綱領を一読し、衝撃が走りました。今まで自分が根拠のないままに頑張ってきたことが、倫理綱領という形で明示されていたのです。今後の指針が明らかにされた思いでした。

同時にこの体験は、組織を変えようと正義感のみで突き進んでいた自分のやり方を見直す契機となりました。利用者の権利を擁護するためには、まず、職場で倫理綱領の意味を伝えたり、それに悖る行為があれば皆でその改善策を検討し、提言しながら、組織を改善していかなければならず、それこそが権利を守ることなのだ気づかされました。思いだけで走りがち自分の欠点に気づかされたとも

に、思いを現実に反映していくための、組織でのソーシャルワーカーの立ち位置を初めて意識した瞬間でもありました。・・・(中略)・・・今も正義感はソーシャルワーカーとしての原動力となっていますが、それを振りかざさずに相手に接することができるようになったのは、自己覚知がもたらしたことと感じています²⁷⁾。

ここでは、土屋の言う「闇雲な正義感」が、なぜ、「倫理綱領という形で明示」され、「今後の指針が明らかにされた」のかを、「自己覚知」と絡めながら考えてみたい。

1958(昭和33)年に全米ソーシャルワーカー協会では、ソーシャルワークの枠組みを、図2-1に示すように、①目的、②価値、③知識、④方法・技能、⑤権限の委任の要素によって構成されるとした。以降、ソーシャルワークの構成要素は、まず、②の価値を土台として、その上に③の知識があり、それらをもとに、④の方法・技能があるというピラミッドのような構造で捉えられるようになっていく。そして、このピラミッドが①の目的に向かって進められることとなり、これらの構成要素によるソーシャルワークに対して、⑤の権限の委任を得ながら、ソーシャルワークが社会的な承認を得て行くことになる²⁸⁾。

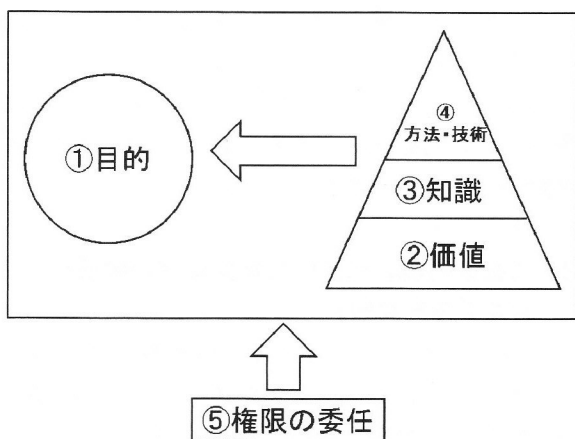


図2-1：ソーシャルワークの要素

出典：白澤政和「第1章相談援助とは」社会福祉士養成講座編集委員会『新・社会福祉士養成講座7 相談援助の理論と方法I(第2版)』中央法規出版、2010年、9ページ。

よって、ソーシャルワークの構成要素では、まず、その知識も方法・技術も価値を土台としている以上、価値が最も重要な位置付けとなっていることを見逃してはならない。同時に、それは、そ

の価値に相容れないものであれば、すでにソーシャルワークで求められる専門的な知識にも方法・技術にもなり得ないことを示していると捉えることもできるであろう。白澤は、ソーシャルワークの価値について「専門職としての価値は、すべての人間は平等であり、尊厳を有しており、ソーシャルワークはこれらの価値を尊重することであり、人権と社会正義はソーシャルワーカー活動の根拠をなすものである。ソーシャルワーカーは、①現実の社会が有している社会的価値、②ソーシャルワーカー個人の有している個人的価値、③専門職として有している価値、④機関が有している価値から影響を受ける。しかしながら、ソーシャルワークにおいては、当然、専門職としての価値がほかの価値よりも優先されることになる。この専門職としての価値は、いくつかのソーシャルワーカーの倫理綱領のなかに明記されている」²⁹⁾としている。

土屋は、日本社会福祉士会の倫理綱領を一読したことがきっかけとなり、「自己覚知」につながったとしている。たしかに、専門職業的な援助において照らし合やす価値観ともなると、たとえ個人的な自己の価値観がどうであれ、遵守すべきはその職能集団がもつ倫理綱領に集約される。少なくとも、日本社会福祉士会の定めている倫理綱領は、行動規範も含め、社会福祉士としての自らが何をすべきなのか、また、社会福祉士としての自らが何をすべきではないのかという一定の価値基準を示している。そして、このことが、社会福祉士という専門職者としての照合すべき「専門職業的態度」の一端を担う部分になることは確かであると言えるであろう。よって、「自己覚知」を解釈するにあたっては、土屋が社会福祉士としての自己を社会福祉士会の倫理綱領に照合させたように、専門職としての自己が、専門職として必要な何に向けて専門職としての自己を照合させたのかといった点が重要となることは言うまでもない。同時に、それは、「自己覚知」とは、その照合すべく対象が不足すれば、「自己覚知」の概念的成立条件そのものも不足してしまい、「自己覚知」の概念自体が不明瞭になってしまう側面もあることを示していると考えられる。

ただし、今日において、どれほどの社会福祉士が、常日頃から社会福祉士会の倫理綱領に触れているのであろうか。社会福祉士の中には、養成時代に倫理綱領を学ぶ機会を得たものの、現役になって以降、それを一読することさえままならな

い者も数多く存在しているはずである。このような社会福祉士の「自己覚知」を考えた場合、照合すべく倫理綱領を持ちえずしても、社会福祉士としての「自己覚知」につながっていることになる。そこで、次章では、この点について、ソーシャルワーク専門職としての構造的な構築を経た社会福祉士ゆえに明確になる「自己覚知」といった側面から考察することとしてみたい。

Ⅲ. ソーシャルワーク専門職としての構造的な構築を経た社会福祉士ゆえに明確になる「自己覚知」

1. 「自己覚知」に至るための前提プロセス

先にも触れたように、大塚は、「覚知」と「確知」を双方用いていた。『広辞苑 第五版』では、「覚知」を「さと知り知ること」³⁰⁾、「確知」を「たしかに知ること」³¹⁾とされている。『広辞苑 第五版』だけを参考にするのであれば、「覚知」にも「確知」にも「自覚」といった意味までは示されていないが、反面、「覚知」にも先述した「自覚」にも、自らを悟らせる意味が示されている。しかし、悟りとは、まず、その悟りの対象となる物事のあり方や本質をたしかに知ろうとするプロセスがなければ始まらないのではないだろうか。無論、ここでは、「たしかに知る」といった意味を持つ「確知」が、「覚知」や「自覚」の下位概念にあたるとしたいのではない。ただし、たとえば1964（昭和39）年に仲村が出版した『ケースワーク』の中では、「自己覚知」について、索引中で「自己覚知（自己確認）」と記し、該当箇所には、「ケースワーカーの自己確認もしくは自己覚知（self-awareness）」といった表記もしている³²⁾。つまり、仲村の「自己確認」を元に「自己覚知」を考えるのであれば、「自己覚知」とは、あらかじめ専門職者であるワーカーとして照合すべき専門職業的態度のみならず専門的理論や専門的技術を「確認」することなくして、専門職としての自己を「覚知」することも、「自覚」することも、場合によっては「たしかに知ること」さえもが難しいのではないかと考えられるのである。

そもそも、日本社会福祉士会の定めている倫理綱領とは、ソーシャルワークの価値を具体的に提示したものである。よって、ここでは、前章でも触れたソーシャルワークで求められる専門的な知識も方法・技術も、それら倫理綱領に示されたソーシャルワークの価値に相容れないものであれば、

すでにソーシャルワークで求められる専門的な知識にも方法・技術にもなり得ないと捉えることを重視しながら「自己覚知」を整理することとした。

まず、社会福祉士の専門性を維持し向上させていくこととは、あらかじめ社会福祉士自身がソーシャルワークで求められる専門的な知識・方法・技術の習得を経ることに始まる。そして、社会福祉士自身の実践を振り返り、社会福祉士自身が習得してきたソーシャルワークで求められる専門的な知識・方法・技術と「確認」・照合させながら専門性の維持や向上につなげているはずである。よって、そのような地道なプロセスをくり返すことこそが、ひいてはソーシャルワークの価値をも踏襲した悟りのような奥深さのある「自己覚知」に至るのではないだろうか。また、それこそが、空閑の示した「自己覚知」がなぜ「援助者としての自らの専門性の維持、向上のために」必要であるのかといった点にもつながってくるはずである。

ただし、このプロセスは言うまでもなく、あらかじめ社会福祉士自身が習得すべくソーシャルワークで求められる専門的な知識・方法・技術のみならず、その目的もふまえ、さらには、社会福祉士のために整備された法制度、教育の場、実践の場、研究をはじめとする理論生成の場等、様々な枠組みやそれら福祉専門職として必要とされる各枠組みの構造的な構築を経てきていればこそ成立していることを忘れてはならない。そこで、次節では、この点について福祉専門職の構造的な構築に伴い明確化してきた「自己覚知」といった側面から考察することとしよう。

2. 福祉専門職の構造的な構築に伴い明確化してきた「自己覚知」

今日、日本国内において、福祉専門職に関する考察やとりわけソーシャルワーカーの専門性について触れる場合、1915（大正4）年のアメリカメリーランド州ボルチモアで開催された全米慈善矯正事業会議（National Conference of Charities and Corrections）でのA. フレクスナー（A. Flexner）による講演³³⁾や、E. グリーンウッド（E. Greenwood）による理論等が紹介されている³⁴⁾。そして、近年では、秋山がA. フレクスナーとE. グリーンウッドの他に、G. ミラーソン（G. Millerson）の理論³⁵⁾を合わせながら、三者の理論を整理し、福祉専門職の条件として、①体系的な理論、②伝達可

能な技術, ③公共の関心と福祉という目的, ④専門職の組織化(専門職団体), ⑤倫理綱領, ⑥テストか学歴に基づく社会的承認の6点をあげている³⁶⁾。

日本の社会福祉分野ではじめて国家資格が制定されたのは, 1987(昭和62)年の「社会福祉士及び介護福祉士法」に遡る。以降, 両福祉士の国家資格取得のための教育内容を元に養成機関が整備され, 1989(平成元)年に第1回目の国家試験の開催を経て, 同年, 日本国内にはじめて社会福祉士と介護福祉士といった国家資格を持つ福祉専門職が誕生した。その後, 各々の有資格者達は, 日本社会福祉士会や日本介護福祉士会といった専門職団体を組織化し, 倫理綱領を定めながら今日に至っている。つまり, それは, 日本国内において福祉専門職やソーシャルワーカーの専門性等に必要とされていた歴史的な見解および秋山の示した6つの点が, 「平成」という時代の幕開けとともに, ようやく整備されてきたとも言える。そして, それは, 「平成」という時代とともに, 福祉専門職の構造的な構築が一気に促進されたと言うこともできるであろう。よって, とりわけソーシャルワーク専門職としての社会福祉士であることを基盤とした「自己覚知」の捉え方等は, たとえば先の「自己覚知」に至るための前提プロセスに対する理解をはじめ, 福祉専門職の構造的な構築に伴い明確化してきた側面が多分にあると考えられるのである。

おわりに

1915(大正4)年のアメリカにおけるA. フレクスナーによる講演から100年以上の時間が過ぎた中で, 日本における社会福祉士の歴史はまだ30年ほどである。よって, 他ならぬソーシャルワーカーという福祉専門職に付与することを目的として誕生した社会福祉士の発展は, 今後も続いて行くことであろう。同時に, 社会福祉士であることを基盤とした「自己覚知」の捉え方を今後どのように明確化させ, その重要性をどのように提示していくかは, むしろここからが成熟する場となるのではないだろうか。歴史的にも大切にされてきた「自己覚知」に関する「平成」という時代から先の議論に期待を馳せつつ, 本稿を終えることとする。

注

1) 大津雅之「適切な自己覚知を考える(1) —

拡大する定義と今日の教育内容の整理—」『花園大学社会福祉学部研究紀要』第16号, 2008年, 97～109ページ。

- 2) 北本佳子「障害者に対する福祉専門職の援助の方向—ソーシャルワーク研究における自己覚知概念の展開から—」『リハビリテーション研究』日本障害者リハビリテーション協会, 第87号, 1996年, 25～29ページ。
- 3) 大津雅之「適切な自己覚知を考える(2) —福祉分野における「自己覚知」の歴史の変遷—」『花園大学社会福祉学部研究紀要』第19号, 2011年, 107～126ページ。
- 4) 空閑浩人「自己覚知(self-awareness)」山縣文治・柏女霊峰(編集委員代表)『社会福祉用語辞典—第9版—』ミネルヴァ書房, 2013年, 125ページ。
- 5) 竹内愛二『科学的社会事業入門—若き社会事業者のために—』黎明書房, 1955年, 229ページ。
- 6) 竹内愛二『専門社会事業研究』弘文堂, 1959年, 251～252ページ。
- 7) Gordon Hamilton, *Theory and Practice of Social Case Work 2nd Ed.*, Columbia University Press, New York, 1951, p. 40.
- 8) G. ハミルトン著・四宮恭二監修・三浦賜郎訳『ケースワークの理論と実際 上巻』有斐閣, 1960年, 62ページ。
- 9) Felix P. Biestek, S. J., *The Casework Relationship*, Loyola University Press, 1957.
- 10) F. P. バイステック著, 田代不二男, 村越芳男訳『ケースワークの原則—よりよき援助を与えるために—』誠信書房, 1965年。
- 11) 前掲 3), 112ページ。
- 12) 小西友七・南出康世編集主幹『ジーニアス英和辞典 第3版』大修館書店, 2001年, 1685ページ。
- 13) 安藤治『心理療法としての仏教—禅・瞑想・仏教への心理学的アプローチ—』法蔵館, 2003年, 207ページ。
- 14) 西原尚之「自己覚知」國分康孝編『カウンセリング辞典』誠信書房, 1990年, 223ページ。
- 15) 新村出編『広辞苑 第五版』岩波書店, 1998年。
- 16) 金田一京助・山田忠雄ほか編『新明解国語辞典 第四版』三省堂, 1989年。
- 17) 前掲 3), 112ページ。
- 18) 福祉士養成講座編集委員会編集『社会福祉士

- 養成講座』(全14巻)中央法規, 1989年.
- 19) 福祉士養成講座編集委員会編集『介護福祉士養成講座』(全15巻)中央法規, 1988年.
- 20) 大塚達雄「自己覚知」仲村優一, 岡村重夫, 阿部志郎, 三浦文夫, 柴田善守, 嶋田啓一郎編『現代社会福祉事典』全国社会福祉協議会, 1988年, 202ページ.
- 21) 大塚達雄『ソーシャルケースワーカーその原理と技術―』ミネルヴァ書房, 1960年, 24-27ページ.
- 22) 前掲 12), 1685ページ.
- 23) 前掲 12), 125ページ.
- 24) 前掲 15), 1142ページ.
- 25) 前掲 15), 1156ページ.
- 26) 前掲 21), 26ページ.
- 27) 土屋幸己「『倫理』と出会って変わった」『ケアマネジャー』(中央法規), 第12巻第5号, 2010年, 29ページ.
- 28) 白澤政和「第1章相談援助とは」社会福祉士養成講座編集委員会『新・社会福祉士養成講座7 相談援助の理論と方法I (第2版)』中央法規出版, 2010年, 8 - 9ページ.
- 29) 前掲 28), 10ページ.
- 30) 前掲 15), 474ページ.
- 31) 前掲 15), 474ページ.
- 32) 仲村優一『ケースワーク』誠信書房, 1964年, 19ページ.
- 33) Abraham Flexner., "Is Social Work a Profession?", *Proceedings of the National Conference of Charities and Corrections*, 1915 at Baltimore.
- 34) 空閑浩人「第10章 相談援助にかかる専門職の概念と範囲」社会福祉士養成講座編集委員会『新・社会福祉士養成講座6 相談援助の基盤と専門職 (第2版)』中央法規, 2010年, 170ページ.
- 35) Geoffrey Millerson, *The qualifying associations : a study in professionalization : The international library of sociology. The sociology of work and organization : 12*, London : Routledge & Kegan Paul, 1964.
- 36) 秋山智久『社会福祉研究選書③ 社会福祉専門職の研究』ミネルヴァ書房, 2007年, 89ページ.